

報告事項カ

鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号
を利用する事務を定める規則を廃止する規則について

鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則を廃止する規則について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和7年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則を廃止する規則について

このたび、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則」を別紙のとおり廃止することについて臨時代理を行いましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則廃止の概要

- (1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により準法定事務(※)が定められたことに伴い、県条例で定める個人番号を利用することができる事務から、準法定事務に定められた事務と重複する事務を削る。
- (2) 個人番号を利用することができる事務並びに知事又は教育委員会が自ら保有する特定個人情報のうち自ら利用し又は提供することができる特定個人情報について定めた規定について、知事及び教育委員会への委任を廃止する。

(※) 準法定事務とは

個人番号を利用した情報連携を新たに開始しようとした場合にその都度番号法の改正が必要であったことから、より迅速な情報連携の開始を可能とすること等を目的として番号法に規定するマイナンバーを利用した情報連携が可能な事務に準ずる事務(準法定事務)を新たに定め、準法定事務であれば法律に規定がない場合でもマイナンバーの利用が可能となった。

(県条例の改正内容(一部抜粋))

改正後	改正前												
(特定個人情報の提供) 第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、当該特定個人情報を提供することができる。 別表第1 <table><tr><td>2 教育委員会</td><td>(1) 県立特別支援学校において教育を受ける幼児、児童又は生徒に対して親権を行う者その他のその幼児、児童又は生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務(法別表の38の項に掲げる事務を除く。)</td></tr><tr><td></td><td>(2) 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務</td></tr><tr><td></td><td>(3) 鳥取県育英奨学資金の貸与の決定及び奨学資金の返還猶予に関する事務</td></tr></table>	2 教育委員会	(1) 県立特別支援学校において教育を受ける幼児、児童又は生徒に対して親権を行う者その他のその幼児、児童又は生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務(法別表の38の項に掲げる事務を除く。)		(2) 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務		(3) 鳥取県育英奨学資金の貸与の決定及び奨学資金の返還猶予に関する事務	(特定個人情報の提供) 第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、<u>規則で定めるところにより</u>、当該特定個人情報を提供することができる。 別表第1 <table><tr><td>8 教育委員会</td><td>高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務であって、<u>教育委員会規則で定めるもの</u></td></tr><tr><td>9 教育委員会</td><td>鳥取県高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務であって、<u>教育委員会規則で定めるもの</u>。</td></tr><tr><td>10 教育委員会</td><td>鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、<u>教育委員会規則で定めるもの</u></td></tr></table>	8 教育委員会	高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務であって、 <u>教育委員会規則で定めるもの</u>	9 教育委員会	鳥取県高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務であって、 <u>教育委員会規則で定めるもの</u> 。	10 教育委員会	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、 <u>教育委員会規則で定めるもの</u>
2 教育委員会	(1) 県立特別支援学校において教育を受ける幼児、児童又は生徒に対して親権を行う者その他のその幼児、児童又は生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務(法別表の38の項に掲げる事務を除く。)												
	(2) 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務												
	(3) 鳥取県育英奨学資金の貸与の決定及び奨学資金の返還猶予に関する事務												
8 教育委員会	高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務であって、 <u>教育委員会規則で定めるもの</u>												
9 教育委員会	鳥取県高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務であって、 <u>教育委員会規則で定めるもの</u> 。												
10 教育委員会	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、 <u>教育委員会規則で定めるもの</u>												

2 施行期日

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例が施行される日

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務
を定める規則を廃止する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定
める規則（平成28年鳥取県教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳
法施行条例の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第6号）の施行の日から施行する。
る。

＜参考＞

○鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則

平成28年3月25日

鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則をここに公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。)別表第1の教育委員会規則で定める事務を定めるものとする。

(就学に要する費用の援助に関する事務)

第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項に規定する保護者等をいう。)の経済的負担の軽減を図るために交付する特別支援教育就学奨励費の受給資格の認定に関する事務
- (2) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学後、県立高等学校に入学して学び直す者に交付する公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務
- (3) 高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)において教育を受ける生徒の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)並びに高等学校の専攻科及び中等教育学校の後期課程の専攻科において教育を受ける生徒の生計を維持する者の経済的負担の軽減を図るために交付する高校生等奨学給付金の受給資格の認定に関する事務

(授業料の徴収に関する事務)

第3条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。

(鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務)

第4条 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)第6条の奨学資金の貸与の決定に関する事務
- (2) 鳥取県育英奨学資金貸与規則第12条の奨学資金の返還猶予に関する事務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(略)